

山形市社会福祉協議会 訪問介護事業所重要事項説明書

当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。以下に、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明します。

1 事業者

法人名	社会福祉法人山形市社会福祉協議会		
所在地	〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号		
電話番号	023(645)9230	FAX	023(645)9236
代表者氏名	会長 今野厚志		
設立年月	昭和32年1月		

2 訪問介護事業所の概要

事業所名	山形市社会福祉協議会訪問介護事業所		
所在地	山形市城西町二丁目2番22号		
介護保険指定番号	山形県0670100676号		平成12年3月1日指定
電話番号	023(645)9231	FAX	023(647)9751
管理者氏名	高橋亮子		
開設年月日	平成12年4月1日		
運営方針	<p>① 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>		
当法人で行っている他のサービス	<p>◎介護予防訪問型サービス ◎訪問入浴介護 ◎居宅介護支援</p> <p>◎介護予防訪問入浴介護 ◎障がい者訪問入浴サービス</p> <p>◎居宅介護 ◎重度訪問介護 ◎同行援護 ◎相談支援</p> <p>◎移動支援 ◎認知症対応型共同生活介護</p>		

3 同事業所の職員体制（令和 年 月 日現在）

職 種		常勤	非常勤	計	業 務 内 容
管理者		1名		1名	従業者及び業務の一元的管理並びに運営に関する基準の遵守に関する指導
サービス提供責任者		名		名	利用申込に係わる調整、業務の実施状況把握他
従事者	介護福祉士	名	名	名	訪 問 介 護 の 提 供
	1級修了者	名	名	名	
	2級修了者	名	名	名	
	実務者研修修了者	名	名	名	
	初任者研修	名	名	名	

4 事業実施地域及び営業日・時間

実施地域	山形市・山辺町・中山町全域			
営業日及び 営業時間	1年365日 月曜日から日曜日まで営業 午前8時30分から午後5時30分まで			
サービス 提供時間	早 朝	通常時間帯	夜 間	深 夜
	6:00～8:00	8:00～ 18:00	18:00～ 22:00	22:00～ 23:00

5 提供するサービスの内容

身 体 介 護	更衣介助	ご利用者の衣類の交換の介助をいたします。
	排泄介助	ご利用者の排泄の介助、おむつ交換をいたします。
	食事介助	ご利用者の食事の介助をいたします。
	入浴・清拭介助	ご利用者の入浴の介助や体を清拭いたします。
	身体整容介助	ご利用者の身だしなみの介助をいたします。
	外出介助	ご利用者の通院や買物等の外出の介助をいたします。
	その他身体介助	ご利用者の体位交換や服薬確認等の介助をいたします。
生 活 援 助	掃 除	ご利用者の居室の掃除をいたします。
	洗 濯	ご利用者の衣類等の洗濯をいたします。
	調 理	ご利用者の食事の用意をいたします。
	買 物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買物をいたします。 (預貯金の引き出しや預入は行いません。)
	その他家事援助	諸手続きの代行等をいたします。
※ いずれのサービスも、ご利用者を対象としているものでご家族に対するサービスは行いません。		

6 サービス利用料金とお支払い方法

(1) サービス利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者様の所得等により原則として基本料金(料金表)の1割、2割または3割になります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスをご利用の場合は、全額自己負担となりますので、ご承知おきください。

基本料金表 (通常時間帯でご利用の場合)						
ご利用時間		20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護 (自己負担額)	基本料	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円追加
	1割	(163円)	(244円)	(387円)	(567円)	(82円追加)
	2割	(326円)	(488円)	(774円)	(1,134円)	(164円追加)
	3割	(489円)	(732円)	(1,161円)	(1,701円)	(246円追加)
身体介護に引き続き、生活援助を行った場合、20分以上650円(利用者負担65円、130円または195円)、45分以上1,300円(利用者負担130円、260円または390円)、70分以上1,950円(利用者負担195円、390円または585円)が加算されます。						
ご利用時間	20分～45分未満			45分以上		
生活援助 (自己負担額)	1,790円			2,200円		
	1割 (179円)	2割 (358円)	3割 (537円)	1割 (220円)	2割 (440円)	3割 (660円)

(2) 割り増し料金

① 通常時間帯以外でご利用の場合下記の割り増し料金がかかります。

割り増し料金 (基本料金に対して)		
早 朝 (6:00～8:00)	夜 間 (18:00～22:00)	深 夜 (22:00～ 6:00)
25%増し	25%増し	50%増し

② 2人の訪問介護員等が共同でサービスを行う場合は、ご契約者の同意の上で通常の2倍の料金をいただきます。

(3) 特定事業所加算

当事業所では、下記の特定事業所加算(Ⅱ)が利用者負担金に加算されます。

項目	加算割合(月額)	条件
特定事業所加算Ⅱ	10%	体制要件、人材要件(①又は②)に適合する場合

*算定要件

【体制要件】

- ① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ② 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること
- ③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
- ④ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。
- ⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

【人材要件】

- ① 訪問介護員等の総数の内介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者であること。

(4) 介護職員等処遇改善加算

当事業所では、下記の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)が利用者負担金に加算されます。

項目	加算割合(月額)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	24.5%

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の要件・・・訪問介護員に対し、賃金改善を実施した場合介護保険利用実績単位数に24.5%が加算されます。

(5) 生活機能向上連携加算

当事業所では、下記の生活機能向上連携加算が利用者負担金に加算されます。

項目	加算月額	自己負担額		
		1割(100円)	2割(200円)	3割(300円)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円	1割(100円)	2割(200円)	3割(300円)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円	1割(200円)	2割(400円)	3割(600円)

＊算定要件

【生活機能向上連携加算(Ⅰ)】

- ① 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロ以内に診療所がないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を定期的に作成(変更)し、サービスを提供すること。
- ② 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、定期的に助言を行うこと。

【生活機能向上連携加算(Ⅱ)】

- ① 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロ以内に診療所がないものに限る。)の理学療法士等や医師の訪問にサービス提供責任者が同行する等により利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成しサービスを提供すること。

(6) その他の加算

初回加算 (自己負担額)	2,000円 (1割200円、2割400円、3割600円)
	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う又は訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合加算されます。
緊急時訪問介護加算 (自己負担額)	1,000円 (1割100円、2割200円、3割300円)
	利用者やその家族等からの要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めた時に、訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合加算されます。

(7) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。当事業所へ至急連絡をお願いします。

【連絡先 電話 645-9231】

利用予定日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
利用予定日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	負担割合に応じた額 (1割、2割または3割)

(8) サービス利用料金のお支払い方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、**末日迄**にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、下記のいずれかの方法でお支払いください。

自動口座引落の場合	山形市内に本店・支店のある、すべての金融機関でご利用いただけます。
振込みの場合	きらやか銀行 桜町支店（普）1022129 山形市社会福祉協議会 会長 今野厚志

（9）まだ要介護認定を受けていないご契約者の場合

サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、その後、市町村に証明書を提出・申請し、給付を受けてください。

（10）その他

- ① サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間でなく訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算されます。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

7 サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供責任者		TEL 023 (645) 9231
担当訪問介護員等	複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。	

（2）サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、「5 提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

（3）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

(4) サービス利用の追加

サービス利用の追加の申し出に対して、訪問介護員等の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。また、事業所への連絡は下記までお願いします。

事業所	連絡先	☎ 645-9231
	対応 日・時間	365日 午前8時30分～午後5時30分
主治医	病院・医院名	
	担当医師名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

9 事故発生時の対応

事業者は、契約者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。その概要は次のとおりです。

- ・事故の発生・発見があった場合には、生命の安全の確保を図ります。
- ・発見者は、生命の安全の確保のため必要な処置をするとともに、必要に応じて救急車の要請をします。
- ・発見者は、家族及び事業所に概要を報告します。家族には、帰宅や来院の要請をします。
- ・家族に対し、事故の詳細や今後の対応を説明します。
- ・保険の適用の判断をします。

当事業者は、(社福)全国社会福祉協議会「社協の保険 総合補償」に加入しています。

10 介護サービス情報の公表について

当事業所の介護サービス情報については、下記のサイトで自由に閲覧できます。

公表サイト <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	高橋 亮子
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1.2 身体拘束等について

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
 (2) 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録します。

1.3 ハラスメント防止について

- (1) 事業所は、訪問介護員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に取り組みます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.4 衛生管理等について

- (1) 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、感染症が発生、又はまん延しないように措置を講じます。

1.5 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
 (2) 事業所は訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
 (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

1.6 サービス内容に関する苦情

- (1) 訪問介護に関する苦情等は、サービス提供責任者又は下記窓口までお申し下さい。
 サービス苦情等相談窓口

担当部署	訪問介護事業所 (窓口担当：樋口節子)
電話番号	0800(800)0804 (通話無料)
受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)

- ・当事業所では、事務局長、事務局次長を苦情解決責任者、在宅サービス課長、事業所の管理者を苦情実務担当者とし苦情等の対応を行います。また社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

(2) 当事業者以外に、下記の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

山形市役所 介護保険課 指導監査課	所在地	山形市旅籠町2丁目3番25号
	電話番号	023(641)1212 (介護保険課・指導監査課)
	受付時間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
国民健康保険 団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237(87)8006
	受付時間	月～金曜日 午前9時00分から午後4時00分まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
山辺町役場 保健福祉課	所在地	東村山郡山辺町緑ヶ丘5
	電話番号	023(677)1107
	受付時間	月～金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
中山町役場 保健福祉センター 健康福祉課	所在地	東村山郡中山町柳沢2336-1
	電話番号	023(662)2836
	受付時間	月～金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
山形県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	山形市小白川町二丁目3番31号
	電話番号	023(626)1755
	受付時間	月～金曜日 午前9時00分から午後4時00分まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)

1.7 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2 なし		

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供にあたり、利用申込者に対して本書面に基づき、重要事項を説明しました。

事業所（説明者） 所在地 〒990-0832
山形市城西町二丁目2番22号

名称 山形市社会福祉協議会訪問介護事業所
サービス提供責任者

職・氏名 印

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明及び交付を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

続柄（利用者との関係）